

# 令和3年度「インターンシップ導入促進支援事業」のご案内について

(一社)鳥取県トラック協会

鳥取県トラック協会では、少子高齢化に対応し将来を担う若手人材を確保するための方策の一つとして、高等学校以上の学生による物流現場での職場体験(「インターンシップ」)事業を推進することとし、現在このインターンシップを受け入れる事業者を募集しています。

## 1. 助成対象

鳥ト協の会員事業者で、各年度の4月1日から同年度の1月末日の間に、高等学校以上の教育機関からインターンシップの受入れた会員事業者に対し助成を行う。

## 2. 助成対象事業等

交付対象となる会員事業者は、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものにあつては、その受入れに対して助成を行う。ただし、1会員事業者あたりの申請は1回に限ります。

また、**全ト協助成金を受けようとする中小企業者(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)の会員事業者は、全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに事前登録が必要です。**

- (1) インターンシップ受入れ期間が3日間以上であること。
- (2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。
  - ①点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。
  - ②乗務体験(学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く)

## 3. 助成金額

交付する助成金は、受入れ人数にかかわらず以下の通り。但し、受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間です。

- (1) インターンシップ受入れ期間 3日間 3万円  
ただし、全ト協のインターンシップ登録サイトに事前登録した中小企業の会員事業者は9万円(全ト協助成金)を加算する
- (2) インターンシップ受入れ期間 4日間 4万円  
ただし、全ト協のインターンシップ登録サイトに事前登録した中小企業の会員事業者は11万円(全ト協助成金)を加算する
- (3) インターンシップ受入れ期間 5日間以上 5万円  
ただし、全ト協のインターンシップ登録サイトに事前登録した中小企業の会員事業者は13万円(全ト協助成金)を加算する

## 4. 予算額

鳥ト協 12万円(予算に達し次第終了)  
全ト協 1,500万円(予算に達し次第終了)

## 5. 実績報告書書類

- ①インターンシップ導入促進支援事業実績報告書(助成金交付請求書)(様式1)
- ②インターンシップ受入れ実施結果報告書(様式1の2)

## 6. 実績報告期限

実施完了後、2ヵ月以内  
最終報告期限：令和4年2月28日

## 7. 申請をされる方は、「インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱」(次ページ又は鳥ト協ホームページ掲載)を必ずお読み下さい。

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 (担当：宮本) TEL0857-22-2694

# インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会  
制定 平成 30 年 5 月 24 日

## (事業の趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）が、少子高齢化に対応し、学生による職場体験（以下「インターンシップ」という。）の受入れを実施する会員事業者に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図ることを目的とする。

## (助成対象)

第 2 条 助成の対象は、鳥ト協の会員事業者が各年度の 4 月 1 日から同年度の 1 月末日の間に、高等学校以上の教育機関からインターンシップの受入れた会員事業者とする。

## (助成対象事業等)

第 3 条 交付対象となる会員事業者は、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものにあつては、その受入れに対して助成する。ただし、1 会員事業者あたりの申請は 1 回に限る。

また、全ト協助成金を受けようとする中小企業者（資本金 3 億円以下又は従業員数 300 人以下）の会員事業者は、全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに事前登録が必要です。

(1) インターンシップ受入れ期間が 3 日間以上であること。

(2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。

① 点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。

② 乗務体験（学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く。）

## (助成金額)

第 4 条 交付する助成金は、受入れ人数にかかわらず以下の通りとする。但し、受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とする。

(1) インターンシップ受入れ期間 3 日間 3 万円

ただし、中小企業の会員事業者は 9 万円（全ト協助成金）を加算する

(2) インターンシップ受入れ期間 4 日間 4 万円

ただし、中小企業の会員事業者は 11 万円（全ト協助成金）を加算する

(3) インターンシップ受入れ期間 5 日間以上 5 万円

ただし、中小企業の会員事業者は 13 万円（全ト協助成金）を加算する

## (助成金の交付請求)

第 5 条 会員事業者は、インターンシップの受入が完了したときは、別途指定する日までに、「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書（助成金交付請求書）」（様式 1）および「インターンシップ受入れ実施結果報告書」（様式 1 の 2）を添付して、鳥ト協へ提出しなければならない。

## (助成金の交付)

第 6 条 鳥ト協は、前条に基づき実績報告書の提出があつたときは、速やかに審査し、適合すると認めるときは、必要に応じて全ト協へ助成金交付請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、会員事業者へ助成金を交付する。

## (助成金の返還)

第 7 条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

## (報告の義務等)

第 8 条 当該事業の実施に関し、鳥ト協が必要と認めた場合には会員事業者に対し報告等を求めることができる。

## (その他必要な事項)

第 9 条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関して必要がある場合には鳥ト協が別にこれを定める。

## (附則)

本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。